

九戸村ホームページリニューアル業務委託仕様書

1 事業概要

(1) 事業名

九戸村ホームページリニューアル業務（以下「本業務」という）

(2) 公開日

令和4年1月31日 予定

(3) 契約期間

ア システム構築 契約締結日から令和4年1月31日まで

イ 運用保守 令和4年2月1日から令和4年3月31日まで

(4) 目的

ホームページ利用者のニーズの多様化から、ホームページ機能やデザインの充実、アクセシビリティへのより一層の対応が必要となってきた。本業務では、情報発信の基盤であるホームページの機能を強化し、ホームページ利用者の利便性向上を念頭に置いた情報分類、ホームページデザインの見直しを行うとともに、職員の負担を抑えながら利用者の必要とする情報を適切に提供できるように整備する。

また、外部からの攻撃に対応できるセキュリティ対策の強化、災害発生等に安定した情報発信をするためのクラウドサーバーの導入を行う。

(5) リニューアル方針

下記のリニューアル方針に基づいて本業務を実施すること。

ア 本村の魅力・特色を村内外へ効果的に発信できるホームページであること。

イ 利用者が必要とする情報に簡単にたどりつき、より多くの情報を提供できるホームページであること。

ウ 村民が村のサービスをより身近に利用できる機能を有するホームページであること

エ ホームページのトップページはウェブアクセシビリティの JIS 規格である「JISX8341-3:2016」のレベル「AA」に準拠し、高齢者・障がい者などが支障なく利用できること。また、ページ移行時や新たなページの作成時、アクセシビリティに準拠するかチェックができること。

オ 専門知識なく、職員の誰もがアクセシビリティに配慮されたページを作成できること。

カ 職員が簡単に情報を掲載でき、均一な完成度となるホームページであること。

- キ 災害発生等の緊急時でも迅速かつ継続的に情報を提供できるホームページであること。
- ク 将来的な拡張性の確保及び柔軟性の高いホームページであること。

(6) 業務概要

主な業務項目は以下の通りとする。

- ア CMS・システム・サーバ環境の導入・構築・設定
- イ ホームページの構造・運用設計およびデザイン
- ウ コンテンツの企画立案・構築
- エ アクセシビリティへの対応
- オ 操作・運用マニュアルの提供
- カ 操作研修
- キ 保守・運用支援
- ク その他、独自提案

(7) 対象ホームページ

今回の対象は、九戸村ホームページ (<http://www.vill.kunohe.iwate.jp/>) とする。
※移住定住サイト (<http://www.vill.kunohe.iwate.jp/ijyu/>) 及び
例規集 (http://www.vill.kunohe.iwate.jp/reiki_int/reiki_menu.html) はそのまま移行すること

2 リニューアル業務

(1) システムの構築

ホームページの設計方針は以下のとおりとし、現行の課題、リニューアルの目的や基本理念・方針等を勘案し、ユーザビリティに配慮したサイト設計を行うこと。

- ア いつでも、だれでも利用できるホームページの設計
- イ 目的とするコンテンツに、原則3クリック、最大5クリック程度でたどり着く階層構造とすること。
- ウ 利用者にとっての使いやすさを優先し、カテゴリからコンテンツの内容が想像できるカテゴリ分類となるように設計を行うこと。
- エ レスポンシブデザインとし、単一のファイル作成でパソコン、スマートフォンやタブレット端末等異なるデバイスに対して表示内容が最適な状態に変化すること。

(2) デザイン

現行ホームページの課題、リニューアルの目的等を分析し、最適と考えるデザイ

ンを提案すること。また、構築時には目次ページ・詳細ページのデザイン案も作成すること。

ア ホームページの全体構成、掲載項目の整理、利用者のアクセシビリティ、ユーザビリティ等を考慮すること。

イ ホームページとして、標準化・統一化されたデザインとすること。

ウ 本村の地域特性などを反映した「九戸村らしさ」が伝わるデザインとすること。

エ レイアウト・アイコン等の配置・配色等の工夫により、掲載されている情報が一目で分かるデザインとすること。

オ 緊急性、必要性が高い情報を目立つところに配置できるようにすること。なお、緊急情報はトップページへの表示、非表示が設定できること。

カ 災害が発生した場合にスムーズな情報提供を可能にするため、災害用のトップページを作成すること。

(3) テンプレートの作成

作成したデザインに基づき、コンテンツ作成・編集等を行うためのテンプレート設計、開発を行うこと。業務用途に応じた複数のテンプレートを作成すること。またテンプレートの変更や新規作成・追加が可能であること。管理可能なテンプレート数に上限がないこと。なお、定型的なテンプレートと本村にて入力項目を自由に設定が可能なテンプレートも用意すること。

(4) 素材の収集

ホームページに掲載する素材は、既存のホームページ及び村が所有する素材は提供するが、必要に応じ受託者側で用意するものとする。

(5) アクセシビリティ対応

JIS X 8341-3:2016 に配慮し、ページ全体が等級AAに準拠したホームページコンテンツを作成することを原則とする。ただし、現行データの仕様等や運用上の理由で、一部コンテンツを除外する場合がある。

ア リニューアル時のサイト構成、ページデザイン等に適用するウェブアクセシビリティガイドラインを作成すること。なお、リニューアル後のホームページ運用時にも職員が利用できるように平易な用語を用いること。内容は打ち合わせの上、決定する。

(6) 視覚が弱い利用者への対応

文字を拡大する機能や文字や背景色を変更する機能を付与し、視覚が弱い者も利用しやすいものとする。それらの機能はダウンロードやプラグイン導入を

必要とせず、簡単な操作で利用できること。

3 CMS仕様

ホームページの維持管理を行うためのCMSを導入する。CMSを利用するユーザー、カテゴリ名及び階層構造、本村組織情報、ページ生成用のCMSテンプレートを構築及び設定すること。

(1) システム基本構成

公開サーバ及びバックアップ装置を含むすべての機器を本村庁舎内に設置せず、インターネットデータセンター（以下、「IDC」という）において、ASP/SaaS方式で構築し、機器・ネットワーク回線等の維持管理等一切を受託事業者が行うものとする。

ア サーバ等システム運用に係る機器は、公的資格として ISO27001 を取得している IDC に設置すること。

イ 運用に関する問い合わせ窓口、障害受付窓口を用意すること。

ウ 24時間365日監視可能な体制を確保すること。

エ システムのバージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性をもたせること。

オ 構築に当たっては十分なセキュリティ対策を講じること。

カ SSL暗号化通信に対応させること。なお、SSLの更新手続きについては受託者が責任を持って行うこと。

(2) ウェブページの形式

生成されるウェブページは、原則として全て静的に生成されるウェブページとする。ただし、必要に応じて動的に生成されることが適当なウェブページを提案する場合は、別途本村と協議の上決定する。また、更新内容は即時に反映できるような仕組みを取ること。なお、公開期間の設定時間は15分以内の単位での設定ができること。

(3) 動作環境

庁内クライアント端末のブラウザからのみ利用可能で、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムであること。

なお、クライアント端末の環境は次のとおりである。

OS : Windows10以降

ブラウザ : Microsoft Edge 92.0.902.62(64ビット)以降

(4) ネットワーク

災害時等緊急の場合については、九戸村役場以外の場所から本村ウェブサイトの更新が可能となる仕組みを構築すること。

(5) セキュリティ

- ア サーバについては、常に最新バージョンを維持してウィルス感染等を防止すること。
- イ 情報漏えい対策が十分にとられていること。
- ウ 異常または障害が発見された際には、直ちに本村へ連絡すること。
- エ 運用するサーバおよびアプリケーションは、SQLインジェクション、クロスサイトスクリプティング等の脆弱性がないこと。また、OSやアプリケーションにセキュリティホール等の脆弱性が発見された場合、早急にセキュリティパッチを適用するなど、一部の例外を除き、追加の費用なしに修補すること。

4 職員支援要件

(1) 操作マニュアルの作成

- ア ホームページを作成する際に一般的に必要な知識、注意すべき事柄を説明するための運用マニュアルを作成すること。
- イ CMSの操作方法について「運用マニュアル」及びシステム管理者、承認者、作成者別に操作マニュアルを作成すること。なお、特別な知識を持たない一般職員でも内容を見ただけで操作ができるよう、本村ウェブサイトのキャプチャ画像を表示するなど、分かりやすい表現で記述された操作マニュアルとすること。

(2) 職員研修の実施

- システム管理者、承認者、作成者を対象に、導入時に操作研修を実施すること。開催時期等については本村と協議の上、柔軟に対応すること。
- なお、研修実施における会場、操作端末などは本村が準備する。

5 運用・保守業務

(1) 運用・保守要件

- ア 公開するホームページ及びCMSは24時間365日の稼動を原則とし、ハードウェア障害の早期発見・予防に努めること。
- イ システムの安定的運用をはかるため、ソフトウェア、設備・機器、セキュリティに関して定期的な保守を行うこと。
- ウ ソフトウェアに対してパッチ適用、バージョンアップを行うこと。

(2) システム監視

- ア システム監視ツールを活用して稼働監視を実施し、システムの可用性を確保すること。
- イ 異常発生時には迅速に対応し、障害の局所化、システム停止の回避や停止時間の最短化に努めること。
- ウ 具体的な監視項目は以下の通りとする。
 - ・ネットワーク稼働監視
 - ・ネットワーク負荷状況（トラフィック）
 - ・サーバの稼働監視
 - ・プロセス監視（OS系、アプリケーション系）
 - ・ログ監視
 - ・サーバの負荷監視（CPU、メモリ、ディスク）
 - ・不正侵入検知（ワームやD o s 攻撃等の不正なパケットの検出）
 - ・サーバ上のファイルの改ざん
- エ サーバ及び運用管理端末のコンピュータウイルス対策や、本システムに対する不正アクセス等のチェックを常実施するなど、万全なセキュリティ管理を行うこと。ウイルスや不正アクセスを検知した場合には、直ちに適切な対応を実施すること。
- オ 不正侵入、障害を検知した場合はすみやかに本村へ報告し、対策を講じること。
- カ 障害時の早期回復のため、1日1回以上バックアップを行うこと。
- キ バックアップデータは日次5世代管理すること。
- ク 計画停止の際は、やむを得ない場合を除き以下の3週間から1週間前までに本村へ連絡すること。
- ケ セキュリティに関する理由などにより、それがシステムに与える影響が大きいと判断した場合には、システムの緊急停止を行い、すみやかに本村に報告すること。

(3) 障害対応

- ア 障害が発生した場合は、本町に迅速に連絡するとともに、直ちに状況の把握を行い、障害箇所の特特定、影響範囲の調査、即時対応、現状復帰すること。また、本町が障害を発見した場合、電話、メールによる問い合わせに対応すること。
- イ データセンターにおいて障害の一時切り分けを実施すること。
- ウ 稼働診断、定期点検等により障害の予防を行うこと。
- エ 障害対応履歴の集積・分析、障害原因の分析により再発防止を行うこと。

(4) バージョンアップ対応

CMSに対して性能や品質強化、新たな機能の追加等、契約の範囲内において対応すること。

(5) お問い合わせ対応

ア お問い合わせ窓口（サポート窓口）があり、操作に関する問い合わせ等に対応できる体制があること。

イ 原則として平日（土・日曜日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、緊急時は本村と協議の上対応すること。また、原因の究明、対処・復旧作業等までのスケジュールを本町と協議の上、確実に実施すること。

ウ お問い合わせの受付・回答手段は、電話、FAX、電子メールとする。ただし、緊急性の高いものについては電話を利用すること。

(6) 災害時・緊急時の対応

ア 24時間365日の監視体制があり、緊急時は迅速に対応すること。

イ 大規模災害の発生により、庁舎内パソコンからCMSにアクセスできないケースを想定し、庁舎外からウェブページを作成・公開できる仕組みを実現すること。

ウ 緊急時の支援として、サイト管理者からの電話やメールでの作業依頼（災害版トップページへの切り替えや、必要なページの作成・更新作業等）に対応すること。

(7) 拡張性

将来的な拡張性の確保及び柔軟性の高いホームページとする。

(8) その他の提案

仕様書に記載はないが、他町村事例や今後の技術革新を見据え効果的な提案がある場合、提案すること。

6 納品

本業務完了後、速やかに下記の書類等を提出すること。紙媒体及び電子媒体（CD-ROM）を各1部納品すること。

ア プロジェクト計画書

イ デザイン設計書

ウ コンテンツ作成者および承認者向けマニュアル

エ アクセシビリティガイドライン

7 検収

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。

本町は納入日から 10 営業日以内に納品物の検査を行い、その結果不備が認められた場合、受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。また、本町は再度納入された成果物の検査を速やかに行う。

8 その他業務遂行の留意点

(1) 再委託

受託事業者は、デザイン、設計、データ移行、公開、保守など各工程を一括して受託者内で完結できること。ただし、作業工程の一部を委託する場合には、あらかじめ本町の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。

(2) 守秘義務

個人情報、秘密と指定した事項および業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

(3) 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

ア サイト作成に関する一切の著作権は本町に属するものとする。ただし、受託業者が開発したプログラム等がある場合は、その著作は受託業者に留保する。

イ 受託者は本町に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

(4) 業務の非継続

受託者の事情により、受託業務を継続することができなくなった場合には、緊急に代替できるサイトおよび稼働環境を無償で提供するものとし、また、村が事業を継続するために必要な後継受託者及び後継システムへの移行について必要なサポートを行うこと。

(5) その他

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。